

2006年 3月24日

江南市教育委員会  
教育長 滝 孟 様

尾北教職員労働組合  
執行委員長 丸地 修

### 学校職員の駐車料金問題についての質問書

日頃は、江南市の教育行政にご尽力いただきありがとうございます。

1月初めに、前回の質問書にご回答をいただきありがとうございます。回答書に対して、いろいろな疑問がありますので、もう一度質問させていただきます。

なお、尾北の多数の教職員からアンケートをとり、その結果も資料としてつけましたので、参考にしてください。

### 質問事項

(徴収の理由について)

1 近隣の私立学校では、教職員から駐車料金を徴収していません。

- ・ 小中学校は義務教育を遂行していますので、なおさら市町は、学校職員を大切に取扱うべきです。駐車料金を徴収してはならないと考えられますが、いかがですか。

**回答** 市の方針として、施設の目的外使用に対して使用料を徴収するものであり、学校に勤務する教職員を特別扱いすることは、市民に合理的説明ができない。ご理解をいただきたい。

2 「民間企業は複利厚生施設として駐車場を保有しており、その保有が企業としてメリットがあるからにほかなりません。」との返答をいただきました。

学校施設における職員駐車場は、職員の通勤のためだけでなく、公務使用のためにも必要です。また、学校施設においては、校舎裏などいわゆる「死に地」があり、ここを有効活用して駐車場にしています。

- ・ 学校職員の駐車場は「福利厚生」以上の役目を持つことと、それに必要なスペースが学校施設には十分あることを認められますか。

**回答** 敷地の有効活用には違いないが、無料で使用させることの説明はできない。

3 「自己の所有する土地以外に駐車すれば、駐車料金を負担することは当然であり、税金で賄われる市施設の一部が個人の常用駐車場として利用されることは、市民感情から容認できないものです。」との返答でした。

職員は、市民という個人ではありません。学校職員は、学校教育を遂行するという崇高な使命を担っています。

- ・ 「個人の常用駐車場」ではなく、職員が勤務時間中に自動車を駐車して、職務を遂行しています。「職員の勤務時間内の駐車場利用」となりますが、いかがですか。

- ・ 「市民感情から容認できないものです。」という点についてですが、学校職員の駐車場利用の必要性について、学校教育に責任を持つ貴教委が、市民にきちんと説明して、納得してもらおうべきであると考えますが、いかがですか。

回答 通勤用自動車を学校施設内に駐車することが常態である。

後段、施設に駐車をしてはならないのではなく、通勤用自動車を駐車する場合において、使用に対する応分の負担を求めるものである。

(要綱について)

4 「平成17年10月3日の定例教育委員会で決定されたものです。」との返答でした。その会議録を読みましたが、審議が十分行われなまま決定されています。現場の実態が全くとっていいほど理解されていません。

- ・ 要綱は白紙に戻し、現場の職員の意見を聞いていただきたいと考えますが、いかがですか。

回答 前段について、会議録は要点記載であり、審議が十分に行われなまま決定されたものでない。後段、必要は認められない。

5 緊急用等の車両を2台にした理由について、「学校以外の公用車のない市施設においては1台を指定することとしているが、施設規模を考慮し2台としたものです。」と返答いただきました。

- ・ 2台とすると、校務員の2台分で埋まってしまいます。校務員は減免されていますが、目的外使用の申請をするわけですので、必要な台数に入ります。実際、毎日市役所や銀行などへ行くのに使用していますので、完全に公用車並の扱いとなります。この点からだけでも、2台というのは学校現場の実情に合っていないと思いますが、いかがですか。
- ・ 学校施設は、他の市施設と違って緊急用等の車両がもっと多く必要です。学校職員に直接意見を聞いて、台数を決めていただきたいと考えますが、いかがですか。

回答 前段、緊急用等の指定車両は、通常であれば使用料徴収対象とするものの中から指定するものであり、校務員については、減免対象で緊急用等の指定の必要がないものである。

後段、施設規模を考慮し、2台としているものである。

(通勤について)

6 「通勤は公務に準ずる行為である。」との返答をいただきました。

- ・ 市職員とは違って、県費負担教職員は県が任命権者です。江南市内だけの異動をする市職員とは違い、市内外を異動します。そのため、江南市外からの通勤者が3分の2となっています。通勤に自動車が必要なことは理解しておられますか。

江南市小中学校県費負担教職員の自宅所在地

江南市内	33%	岐阜県	17	一宮市	17
犬山市	15	扶桑・大口町	15	岩倉市	7
名古屋市など	6				

- ・ 学校の多くが公共交通機関で通勤できない場所にあることと、自宅が市内から離れていることから、二重の意味で自動車を使用しなければ通勤できません。事実、アンケートでは94%の職員が自動車通勤という結果になっています。自動車通勤の必要性は、市職員以上にあるということを認識しておられますか。
- ・ 教員の場合は、自分自身を自動車で運ぶだけでなく、教材などをたくさん自動車に入れて持ち運びます。これも、市職員とは大きく異なります。この点からも自動車通勤が必要であることは、理解していただけますか。

**回答** 学校施設が公共交通機関を利用して通勤できない場所にあるとのご意見ですが、名鉄犬山線の江南、布袋、柏森の各駅、名鉄バス路線の緑ヶ丘、江南団地バス停、東野バス停、上奈良バス停、上奈良南バス停を最寄りの場所とすると、市内15校の学校施設までの距離は2キロメートル以内になる。十分に利用が可能であると考えます。

(公用車登録について)

7 「自家用車の公務使用と通勤用自動車の校内駐車とは別物と考える。」「公用車登録と使用料徴収とは関連しない。」との返答をいただきました。

- ・ 例えば、午後出張に行く場合について考えてみます。午前中は、自動車を駐車して校内で仕事をします。また、臨機応変に家庭訪問をしていますが、それまで校内に駐車しているのです。駐車しなければ、これらのことができません。公用車であろうと、公用車登録した自動車であろうと、使用時間以外は駐車が必要です。この点からも、公務使用と校内駐車は密接に係わっていますが、いかがですか。
- ・ 学校には、公用車が配置されていません。個人の自動車を市が借用して使用させているのですから、借用料を支払うべきであると考えられますが、いかがですか。

**回答** 公用登録された通勤用自動車であっても、旅行命令によらなければ公務には使用できないことから、駐車している間は、通勤用自動車である。

なお、公務に使用される場合、旅費支給の対象になっていることに留意されたい。

(使用料減免について)

8 瀬戸市や扶桑町では、公務に使用する分を500円減免しています。江南市も減免すべきであると考えますが、いかがですか。

**回答** 市の方針で定められていることであり、減免は考えていない。

9 校務員については、「通勤手当相当額を支給していないので、目的外使用を許可のうえ減免する。」という返答でした。

教職員の場合、自動車通勤に対する通勤手当が少なく、自己負担が大きくなっています。アンケート結果では、3,000円を超えるが51%になっています。これは、「通勤手当を支給していない」校務員の場合よりも負担額が大きいと思われるので、当然減免にすべきであると考えますが、いかがですか。

**回答** 通勤手当支給額と駐車料金徴収とは別物である。必要性は認められない。

(使用料について)

10 駐車料金について、「通勤用自動車を駐車する各施設の相続税評価額の総額を総面積で除した額（58,060円/㎡）」をもとに、計算式にあてはめて「現在2,100円を徴収している。」と返答されました。

- ・ 月額2,100円というのは、「江南市職員等の通勤用自動車に係る行政財産使用許可に関する要綱」第6条で、学校施設を除く市の職員の額を定めたものです。学校施設は、市役所など中心部に多く位置する施設と違って、評価額が58,060円/㎡より低いと思われます。学校施設についての「相続税評価額単価」を出していただきたいと考えますが、いかがですか。
- ・ 「学校施設を駐車場にして料金を徴収するのではない。学校施設の目的外使用としての駐車に対する使用料を・・・負担していただくものです。」との返答をいただきました。

ところが、市が示している計算式は、  
月額使用料＝相続税評価額単価×4/100÷12月×1.05（これをAとする）  
です。これだと休日や勤務時間外まで使用したことになります。

職員の場合は、勤務中のみの利用であり、休日等は市民に広く開放されています。事実、職員が利用していない時は、運動場や体育館を利用する市民が、職員駐車場に自動車を停めています。使用料の計算は、その使用に即したものにする必要があります。

ア 休日は、年間に120日前後あります。

$$A \times 245 / 365 \quad \text{およそ } A \times 2 / 3$$

となり、使用料は1,400円となりますが、いかがですか。

イ 勤務日であっても、校外研修・職専免、あるいは年休・特休などで駐車しない日があります。これと、公務に自動車を使用する日を合わせると、少なくとも40日はあります。

$$A \times 205 / 365 \quad \text{およそ } A \times 56 / 100$$

となり、1,200円となりますが、いかがですか。

ウ 勤務していても、一日中使用しているわけではありません。夜間に体育館を利用する市民が、職員駐車場に自動車を停めています。職員が駐車している時間は10時間前後であると思われます。

$$A \times 205 / 365 \times 10 / 24 \quad \text{およそ } A \times 23 / 100$$

となり、490円となりますが、いかがですか。

**回答** 使用料は、「江南市行政財産の目的外に係る条例」第3条第1項第1号の規定に基づき月額を定めているものであり、日、時間の考慮は必要ないものとする。

(市職員との統一的取り扱いについて)

11 市職員の使用料を学校職員にも準用するのは「市として統一的な取り扱いをするための措置です。」という返答、また「平成17年度から・・・市職員について徴収しており、同様に市施設である学校に通勤用自動車を駐車する教職員についても徴収しようとするものです。」との返答をいただきました。

- ・ 準用すると、両者の不公平が広がってしまいます。市職員は評価額より低い使用料

を支払い、学校職員は高い使用料を支払うだけではありません。

今でも、通勤で自動車が必要であること、そして公務にも使用すること、そしてそれ以上に勤務条件が違います。教職員の通勤手当の額が低いこと、勤務時間中に休憩はおろか休息もとれない実態、時間外勤務の多さ、家庭への持ち帰り仕事、そして休日まで仕事をせざるを得ない実情などがあり、市職員との不公平さがありますが、駐車料金徴収でその差がますます大きくなってしまいます。準用してはならないと考えられますが、いかがですか。

- ・ 県費負担教職員は県の条例、市職員は市の条例にもとづいて勤務しています。例えば、教職員が、駐車料金徴収をやめてほしいと、市の公平委員会に措置要求を出しても却下されてしまいます。市職員の場合は、このようなことはありません。

このことからお分かりのように、市が県費負担教職員から駐車料金を徴収すること自体が間違っていますが、いかがですか。

**回答** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、県費負担教職員の任命権者は県教育委員会に属すが、その服務監督は市教育委員会が行うこととされている。市は管理運営事項として、施設の目的外に対する使用料の徴収を定めており、市の方針に従うことが必要である。

(目的外使用について)

12 職員の目的外使用はについて、「学校職員は施設に勤務するものであり、自己の通勤用自動車を学校施設に駐車することは目的外使用です。」との返答をいただきました。

- ・ 職員は、学校教育法や学校管理規則などにもとづき、学校施設を勤務場所として、児童・生徒の教育をつかさどります。その際、施設を使用して職務を遂行しますが、いかがですか。
- ・ 駐車場利用も、施設使用の一部ですが、いかがですか。

**回答** 通勤用自動車を施設に駐車することは、職務の遂行にはあたらない。

13 また、「教職員の通勤用自動車の駐車場利用は、教育的利用ではないので、目的外使用許可が必要です。」との返答をいただきました。

- ・ 学校教育を遂行するのに必要なものは、施設（土地・建物・美品・教具）だけではありません。職員も、電気ガス水道も、あるいは経費も必要です。どれも欠かすことができません。

自動車は学校職員だけでなく、教材・教具などの必要物をたくさん運びます。自動車を「教育的利用」していますので、その駐車も教育目的にかなっていませんが、いかがですか。

**回答** 通勤用自動車を駐車している間は公務に使用されていないものである。

14 また、「江南市立小中学校等の施設は、江南市の行政財産で、その設置目的は小学校又は中学校の用に供するためのものであり、通勤用自動車の駐車は学校の設置目的には該当せず、許可を受ける必要がある。」との返答をいただきました。

- ・ 通勤用には、自動車だけではなく、スーツ・靴・傘・カバンといった個人の所有物

が不可欠です。それらを学校施設内に置いて、職務を遂行しています。置くことができなければ、設置目的が達せられません。つまり、自動車の駐車も設置目的に合っていますが、いかがですか。

**回答** 学校施設は通勤用自動車の駐車場ではなく、通勤用自動車を学校施設に駐車することは教育活動とはならない。従って目的外使用にほかならない。

15 また、「学校施設の目的外使用としての駐車に対する受益者である教職員に負担していただくものです。」との返答をいただきました。

- ・ 私的な目的のために私的な時間に民間の駐車場を利用しているものではありません。職員が、勤務時間中に、勤務場所に、準公務・公務に使用する自動車を駐車しています。駐車しなければ、職務に専念できません。職員が職務に専念していることは、個人の利益の追求ではありませんが、いかがですか。
- ・ 職員は受益者ではありませんので、使用料を支払う義務はありませんが、いかがですか。

**回答** 使用者は自家用車を使用して通勤することを強要しておらず、勤務者の通勤方法は、各個人により選択されているものである。

16 目的外使用許可は、「規則第20条第1項第9号『市の事務、事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認めるとき。』によるものです。」との返答をいただきました。

- ・ これは、学校の体育館や教室あるいは運動場などを、学校教育以外の市の用務に使う場合であり、学校職員にはあてはまりませんが、いかがですか。
- ・ 職員の駐車場利用は、学校教育遂行上に必要なことですので、学校教育以外の市の用務ではありません。従って、この項目はあてはまりませんが、いかがですか。

**回答** 教職員が、通勤用自動車を使用して通勤する場合に、その駐車場所が他になく学校施設内に駐車する場合、遂行上やむを得ないと認めて許可するものである。

17 また、目的内使用は、「学校施設内における職員として行う校務全般です。」との返答をいただきました。

- ・ 職員は、校門を入った時点で勤務を開始しているのであり、校務の準備時間を含め施設を使用しながら職務を遂行していますが、いかがですか。
- ・ 自動車の駐車もトイレの使用も、あるいは靴箱・ロッカー・机・椅子などの備品の使用も、水道・電気・ガスなどの使用も含めて、学校施設のすべてを使用対象としています。いずれか一つでも欠けると、職務を遂行することができません。ですから、駐車場利用も「校務全般」の中に含まれますが、いかがですか。

**回答** 学校施設は通勤用自動車駐車場ではなく、通勤用自動車を学校施設に駐車することは教育活動とはならない。従って目的外使用にほかにならない。

(管理運営事項について)

18 「使用料徴収は、給与・手当等、身分に関するものではなく、市の管理運営事項です。」との回答をいただきました。

- ・ 駐車料金徴収は、通勤にも関わりがあり、1年間に2万5千円以上の支払い義務があることから、勤務条件の切り下げとなります。地方公務員法第55条の「地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、・・・適法な交渉の申し入れがあった場合においては、その申し入れに応ずべき地位に立つものとする。」があてはまりますので、管理運営事項にはならないと考えられますが、いかがですか。

**回答** 使用料は目的外使用許可を受け、通勤用自動車を駐車する場合に必要となるものであり、その選択は、個人の判断によるものとする。

(まとめ)

19 職員は、勤務時間内に、準公務・公務に使用する自動車を、勤務場所に駐車して、職務を遂行しているのであり、使用料を支払う義務は一切ありません。

- ・ 要綱を白紙撤回し、駐車料金を徴収しないでいただきたいと考えますが、いかがですか。
- ・ さしあたって、4月1日実施を延期し、現場の意見を聞いていただきたいと考えますが、いかがですか。
- ・ それでも実施される場合は、全員を減免していただきたいと考えますが、いかがですか。

**回答** 「江南市教職員等の通勤用自動車に係る行政財産使用許可に関する要綱」に基づき、平成18年4月1日から施行する。